

第109号

お茶の水女子大学学報

昭和61年3月1日
お茶の水女子大学庶務課

目 次

関 係 法 令	1
学 内 規 程	2
お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程	2
お茶の水女子大学学生部長選考規程の一部を改正する規程	3
お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規	3
お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程の制定	3
人 事	8
新任部局長紹介	9
諸 報	10
海外渡航	10
研 修	10
昭和60年度健康診断	10
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	10
附属小学校新営工事について	10
職員の住所等変更	11
計 報	11
日 誌	11

関 係 法 令

【法 律】

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第97号、12月21日官報）

【政 令】

- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する政令

(政令第317号、12月21日官報)

【省 令】

- 国家公務員等の旅費支給規程等の一部を改正する省令（大蔵省令第60号、12月21日官報）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部省関係省令の整理に関する省令（文部省令第33号、12月21日官報）

【規 則】

- 人事院規則1-4（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する規則（人事院規則1-4-1、12月21日官報）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第97号）の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する規則（人事院規則1-10、12月21日官報）
- 人事院規則8-13（行政職俸給表一の7等級以下の等級の官職等への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等）の一部を改正する規則（人事院規則8-13-2、12月21日官報）
- 人事院規則8-18（採用試験）の一部を改正する規則（人事院規則8-18-2、12月21日官報）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第97号）の施行に伴う採用候補者名簿についての経過措置（人事院規則8-19、12月21日官報）
- 人事院規則9-2（俸給表の適用範囲）の一部を改正する規則（人事院規則9-2-2、12月21日官報）
- 人事院規則9-5（給与簿）の一部を改正する規則（人事院規則9-5-1、12月21日官報）
- 人事院規則9-6（俸給の調整額）の一部を改正する規則（人事院規則9-6-2、12月21日官報）
- 人事院規則9-7（俸給等の支給）の一部を改正する規則（人事院規則9-7-1、12月21日官報）
- 人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（人事院規則9-8-3、12月21日官報）

- 人事院規則9-24(通勤手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-24-1、12月21日官報)
- 人事院規則9-30(特殊勤務手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-30-3、12月21日官報)
- 人事院規則9-34(初任給調整手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-34-1、12月21日官報)
- 人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-40-2、12月21日官報)
- 人事院規則9-43(休日給の支給される日)の全部を改正する規則(人事院規則9-43-1、12月21日官報)
- 人事院規則9-49(調整手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-49-2、12月21日官報)
- 人事院規則9-57(教職調整額の支給方法等)の一部を改正する規則(人事院規則9-57-1、12月21日官報)
- 人事院規則9-68(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則(人事院規則9-68-1、12月21日官報)
- 扶養手当(人事院規則9-80、12月21日官報)
- 人事院規則(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等)を制定する規則(人事院規則9-68-1、12月21日官報)
- 俸給の半減(人事院規則9-28、12月21日官報)
- 人事院規則11-8(職員の定年)の一部を改正する規則(人事院規則11-8-1、12月21日官報)
- 人事院規則14-4(営利企業への就職)の一部を改正する規則(人事院規則14-4-2、12月21日官報)
- 人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)の一部を改正する規則(人事院規則14-8-1、12月21日官報)
- 職員の休暇(人事院規則15-11、12月21日官報)
- 非常勤職員の勤務時間及び休暇(人事院規則15-12、12月21日官報)
- 人事院規則17-0(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則(人事院規則17-0-4、12月21日官報)
- 人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(人事院規則9-8-4、2月1日官報)

学内規程

○昭和60年お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和60年12月18日

お茶の水女子大学長 藤巻正生

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学附属図書館長候補者選考規程の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学附属図書館長(以下「館長」という。)候補者の選考は、この規程により学長が行う。

第2条に見出しとして「(選考の時期)」を付し、同条中「附属図書館長候補者を次の場合に選考する。」を「館長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。」に改め、次の1項を加える。

2 館長候補者の選考は、前項第1号の場合は、30日前までに、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行う。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、見出しとして「(候補者の範囲)」を付する。

第6条を第4条とし、見出しとして「(選考の方法)」を付し、同条第1項中「専任の教授、助教授、講師及び本学専任の職員であって大学教授をかねるもの投票によって」を「専任の教授、助教授及び講師による」に、同条第2項中「この」を「前項の」に改める。

第7条を第5条とし、見出しとして「(第1次選挙)」を付し、同条中「2名」の次に、「以内」を、「同点者」の次に、「が」を加え、次の1項を加える。

2 前項の候補者の氏名を50音順に発表する。

第8条を第6条とし、見出しとして「(第2次選挙)」を付し、同条中「前条」の次に、「の」を加え、「館長候補当選者」を「館長候補者」に、「当選者」を「選出するもの」に改める。

第9条を第7条とし、見出しとして「(不在投票)」を付し、同条中「の」を「な」に、「認めない。」を「できない。」に改め、「選挙権者は、」を削る。

第10条を削り、第11条を第8条とし、次のように改める。

<p>(選挙の管理)</p> <p>第8条 選挙の投票及び開票は、各学部教授各1人及び図書館事務長が立合って行う。</p> <p>2 選挙に関する事務は、庶務課において行う。</p> <p>第12条を削り、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第13条を第10条とし、見出しとして「(雑則)」を付し、同条中「改正及び解釈」を「運用」に、「の」を「が」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和60年12月18日から施行する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第1号 お茶の水女子大学学生部長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>昭和61年1月29日 お茶の水女子大学長 藤巻正生 お茶の水女子大学学生部長選考規程の一部を改正する規程 お茶の水女子大学学生部長選考規程の一部を次のように改める。 題名を次のように改める。 お茶の水女子大学学生部長候補者選考規程 第1条中「の選考は、」の前に「候補者」を加え、「の定めるところによる」を「により学長が行う」に改める。 第2条第1項各号列記以外の部分中「学生部長」の次に「候補者」を加え、第2項中「学生部長」の次に「候補者」を加え、「においては、任期満了の」を「は、その」に、「においては」を「は」に、「行うものとする」を「行う」に改める。 第3条中「学生部長」の次に「候補者」を加える。 第4条第2項中「、選挙の期日は、1週間に予告する」を「1日中に完了する」に改め、同条に次の1項を加える。 3 選挙の期日は、1週間に予告する。 第5条第1項中「ただし、末位に同点者がある場合は、これを加える」を削り、同条第2項を次のように改める。 2 前項の候補者の氏名を50音順に発表する。 第9条中「実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める」を「運用について疑義があるときは、評議会が決定する」に改め、同条を第10条とし、第8条中「する。ただし」を「し」に改め、同条を第</p>	<p>9条とし、第7条を次のように改める。</p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第8条 選挙の投票及び開票は、各学部教授会構成員各1人が立会って行う。</p> <p>2 選挙に関する事務は、庶務課において行う。</p> <p>第6条の次に次の1条を加える。</p> <p>(不在投票)</p> <p>第7条 正当な理由があるときは、不在投票をすることができる。ただし、委任による投票はできない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和61年1月29日から施行する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第2号 お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。</p> <p>昭和61年1月29日 お茶の水女子大学長 藤巻正生 お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規 お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を次のように改める。 第2条の表保井・黒田奨学基金の項沿革欄第4号中「昭和47年11月」の次に「及び昭和61年1月」を加える。</p> <p>附 則</p> <p>この内規は、昭和61年1月29日から施行する。</p> <p>○昭和61年お茶の水女子大学規則第3号 お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程を次のように定める。</p> <p>昭和61年2月4日 お茶の水女子大学長 藤巻正生 お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程 (趣旨) 第1条 この規程は、文部省会計事務取扱規程(昭和38年文部省訓令第1号)第43条の規程に基づき、お茶の水女子大学における予算の執行の適正化を図るため、予算執行職員の補助者として指定する官職及び事務の範囲の基準を定めるものとする。 (補助者の指定官職及び事務の範囲) 第2条 予算執行職員の補助者として指定する官職及び当該補助者に処理させる事務の範囲は、次の各号に定めるところによる。 (1) 支出負担行為担当官及び支出負担行為担当官代</p>
--	--

理	別表第1	たうえで指定するものとする。 (補助者の命免)
(2) 支出官及び支出官代理	別表第2	
(3) 契約担当官及び契約担当官代理	別表第3	第4条 補助者の命免は、第2条にあっては別記様式
(4) 支出負担行為担当官の代行機関	別表第4	1、前条にあっては別記様式2により行うものとする。
(5) 契約担当官の代行機関	別表第5	

(その他の補助者)

第3条 前条に定めるもののほか補助者を置く必要があると認められるときは、その都度補助者として指定しようとする職員及び処理させる事務の範囲並びにその理由を記載した書面により、学長の承認を得

る。

附 則

- この規定は、昭和61年2月4日から施行する。
- お茶の水女子大学支出負担行為担当官等の補助者官職指定に関する内規(昭和44年10月1日制定)は、廃止する。

別表第1

支出負担行為担当官及び支出負担行為担当官代理の補助者

補助者として指定する官職		事務の範囲
支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	
会計課長		<ol style="list-style-type: none"> 会計課所掌の支出負担行為に係る予定価格調査案又は予定価格案(予定価格が300万円以上のもの)の作成に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る業者の選定(予定価格が300万円以上のもの)に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る監督(予定価格が300万円以上のもの)に関すること。
会計課課長補佐		<ol style="list-style-type: none"> 支出負担行為担当官印の保管及び押印に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る予定価格調査案又は予定価格案(予定価格が300万円未満のもの)の作成に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る業者の選定(予定価格が300万円未満のもの)に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る入札の執行に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る監督(予定価格が300万円未満のもの)に関すること。 会計課所掌の支出負担行為に係る検査及び検査調書(予定価格が300万円以上のもの)の作成に関すること。
会計課総務係長 用度係長 管財係長 出納係長		<ol style="list-style-type: none"> 当該係所掌の支出負担行為に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に関すること。 当該係所掌の支出負担行為に係る業者選定案の作成に関すること。 当該係所掌の支出負担行為に係る見積書の徴取に関すること。 当該係所掌の支出負担行為に係る支出負担行為書案及び関係書類の作成に関すること。 当該係所掌の支出負担行為に係る発注の連絡に関すること。 当該係所掌の支出負担行為に係る請書の徴取に関すること。 当該所掌の支出負担行為に係る検査及び検査調書(予定価格が300万円未満のもの)の作成に関すること。
施設課長		<ol style="list-style-type: none"> 施設課所掌の支出負担行為に係る予定価格調査案又は予定価格案(予定価格が250万円以上のもの)の作成に関すること。 施設課所掌の支出負担行為に係る業者の選定(予定価格が250万円以上のもの)に関すること。 施設課所掌の支出負担行為に係る入札の執行に関すること。 施設課所掌の支出負担行為に係る検査及び検査調書の作成に関すること。

補助者として指定する官職	事務の範囲
支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理
施設課企画係長	<p>1 施設課所掌の支出負担行為に係る予定価格調書案又は予定価格案（予定価格が250万円未満のもの）の作成に関すること。</p> <p>2 施設課所掌の支出負担行為に係る業者の選定（予定価格が250万円未満のもの）に関するここと。</p>
施設課工営係長 設備係長	<p>1 当該係所掌の支出負担行為に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に関するここと。</p> <p>2 当該係所掌の支出負担行為に係る業者選定案の作成に関するここと。</p> <p>3 当該係所掌の支出負担行為に係る見積書の徴取に関するここと。</p> <p>4 当該係所掌の支出負担行為に係る支出負担行為書案及び関係書類の作成に関するここと。</p> <p>5 当該係所掌の支出負担行為に係る発注の連絡に関するここと。</p> <p>6 当該係所掌の支出負担行為に係る請書の徴取に関するここと。</p> <p>7 当該係所掌の支出負担行為に係る監督に関するここと。</p>
附属図書館事務長	<p>1 附属図書館所掌の支出負担行為に係る予定価格調書案又は予定価格案の作成に関するここと。</p> <p>2 附属図書館所掌の支出負担行為に係る業者の選定に関するここと。</p> <p>3 附属図書館所掌の支出負担行為に係る入札の執行に関するここと。</p> <p>4 附属図書館所掌の支出負担行為に係る検査及び検査調査の作成に関するここと。</p>
附属図書館総務係長	<p>1 附属図書館所掌の支出負担行為に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に関するここと。</p> <p>2 附属図書館所掌の支出負担行為に係る業者選定案の作成に関するここと。</p> <p>3 附属図書館所掌の支出負担行為に係る見積書の徴取に関するここと。</p> <p>4 附属図書館所掌の支出負担行為に係る支出負担行為書案及び関係書類の作成に関するここと。</p> <p>5 附属図書館所掌の支出負担行為に係る発注の連絡に関するここと。</p> <p>6 附属図書館所掌の支出負担行為に係る請書の徴取に関するここと。</p> <p>7 附属図書館所掌の支出負担行為に係る監督に関するここと。</p>

別表第2

支出官及び支出官代理の補助者

補助者として指定する官職	事務の範囲
支出官	支出官代理
会計課課長補佐	支出官印の保管及び押印に関するここと。
会計課出納係長	<p>1 小切手及び国庫金振替書の作成及び交付に関するここと。</p> <p>2 支払元受高差引簿の登記に関するここと。</p> <p>3 小切手用紙受払簿及び国庫金振替書用紙受払簿の記帳に関するここと。</p> <p>4 小切手、小切手帳及び国庫金振替書用紙の保管に関するここと。</p> <p>5 支出官に係る計算書及び報告書の作成に関するここと。</p> <p>6 支出簿の登記に関するここと。</p>
会計課司計係長	支出負担行為差引簿の登記に関するここと。
会計課総務係長 用度係長 管財係長	当該係所掌の支出決議書案の作成、関係書類の収集及び作成に関するここと。

補助者として指定する官職		事務の範囲
支出官	支出官代理	
会計課出納係長		
施設課企画係長		
工営係長		
設備係長		
附属図書館総務係長		

別表第3

契約担当官及び契約担当官代理の補助者

補助者として指定する官職		事務の範囲
契約担当官	契約担当官代理	
会計課長		<p>1 支出負担行為以外の売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に係る予定価格調査案又は予定価格案の作成に関すること。</p> <p>2 契約に係る業者の選定に関すること。</p>
会計課課長補佐		<p>1 契約担当官印の保管及び押印に関すること。</p> <p>2 契約に係る入札の執行に関すること。</p>
会計課司計係長 用度係長 管財係長 附属図書館総務係長		<p>1 当該係所掌の契約に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に関すること。</p> <p>2 当該係所掌の契約に係る検査及び検査調書の作成並びに受領書の徴取に関すること。</p> <p>3 当該係所掌の契約に係る業者選定案の作成に関すること。</p> <p>4 当該係所掌の契約に係る見積書の徴取に関すること。</p> <p>5 当該係所掌の契約に係る関係書類の作成に関すること。</p> <p>6 当該係所掌の契約に係る業者への連絡に関すること。</p> <p>7 当該係所掌の契約に係る請書の徴取に関すること。</p>

別表第4

支出負担行為担当官の代行機関の補助者

補助者として指定する官職		事務の範囲
会計課課長補佐 施設課長 附属図書館事務長		<p>1 当該部局所掌の支出負担行為に係る予定価格調査案又は予定価格案の作成に関すること。</p> <p>2 当該部局所掌の支出負担行為に係る業者の選定に関すること。</p> <p>3 当該部局所掌の支出負担行為に係る監督に関すること。</p>
会計課総務係長 用度係長 管財係長 出納係長 施設課企画係長 工営係長 設備係長 附属図書館総務係長		<p>1 当該係所掌の支出負担行為に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に関すること。</p> <p>2 当該係所掌の支出負担行為に係る業者選定案の作成に関すること。</p> <p>3 当該係所掌の支出負担行為に係る見積書の徴取に関すること。</p> <p>4. 当該係所掌の支出負担行為に係る支出負担行為書案及び関係書類の作成に関すること。</p> <p>5 当該係所掌の支出負担行為に係る発注の連絡に関すること。</p> <p>6 当該係所掌の支出負担行為に係る請書の徴取に関すること。</p> <p>7 当該係所掌の支出負担行為に係る検査及び検査調書の作成に関すること。</p>

別表第5

契約担当官の代行機関の補助者

補助者として指定する官職	事務の範囲
会計課課長補佐	1 契約に係る予定価格調書案又は予定価格案の作成に関すること。 2 契約に係る業者の選定に関すること。
会計課司計係長 用度係長 管財係長 附属図書館総務係長	1 当該係所掌の契約に係る市場価格調査及び予定価格算出内訳書の作成に 関すること。 2 当該係所掌の契約に係る検査及び検査調書の作成並びに受領書の徴取に 関すること。 3 当該係所掌の契約に係る業者選定案の作成に関すること。 4 当該係所掌の契約に係る見積書の徴取に関すること。 5 当該係所掌の契約に係る関係書類の作成に関すること。 6 当該係所掌の契約に係る業者への連絡に関すること。 7 当該係所掌の契約に係る請書の徴取に関すること。

別記様式1

(三葉)

(一葉)

お茶の水女子大学予算執行職員補助者命免簿(甲)	支出負担行為担当官の補助者とする官職	事務の範囲
支出負担行為担当官 お茶の水女子大学 事務局長		

(二葉)

(四葉)

- 1 あなたは、お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程により、予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号に規定する補助者として、次葉の事務の範囲の欄に掲げる事務を処理することを命じます（免じます）。
- 2 あなたの予算執行職員としての義務及び責任は、予算執行職員等の責任に関する法律第3条に規定するところによります。
- 3 あなたは、上記のことを確認の上、押印してください。

支出負担行為担当官の補助者とする官職	異動年月日	新補助者とする官職・氏名	旧補助者の官職・氏名
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		
	昭和 年 月 日		

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とする
こと。
2. (四葉)については、補助者となる官職ごとに別葉とすること。
3. 他の予算執行職員の補助者命免簿は、これに
準じて作成すること。

別記様式2

(一葉)

(三葉)

お茶の水女子大学予算執行職員補助者命免簿(乙)

支出負担行為担当官
お茶の水女子大学 事務局長

(二葉)

- 1 あなたは、お茶の水女子大学予算執行職員の補助者の官職指定及び事務の範囲の基準を定める規程により、予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号に規定する補助者として、次葉の事務の範囲の欄に掲げる事務を処理することを命じます（免じます）。
- 2 あなたの予算執行職員としての義務及び責任は、予算執行職員等の責任に関する法律第3条に規定するところによります。
- 3 あなたは、上記のことを確認の上、押印してください。

支出負担行為担当官認	指定期年月日	解除年月日	補助する官職・氏名	印	事務の範囲

備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格B列5とすること。

2. 他の予算執行職員の補助者命免簿は、これに準じて作成すること。

人 事

○人事異動

発令年月日	氏名	異動内容	異動区分	異動前の所属・官職
61. 1. 1	岡田健一	厚生課厚生係就職主任	昇任	会計課
"	須賀哲夫	教授（文教育学部）	"	助教授（文教育学部）
"	菊地政樹	附属学校部教育研究係長	"	厚生課厚生係就職主任
"	峯村 薫	会計課総務係総務主任	配置換	会計課用度係用度主任
"	田沼行文	会計課用度係用度主任	"	会計課出納係出納主任
"	岡崎芳雄	会計課	"	庶務課
"	清水孝一	附属学校部	"	"
"	細矢治夫	学生部長 併任の期間 62.12.31まで	併任	(理学部教授)
"	新田篤子	復帰	復職	(附属小学校養護教諭)
"	高木悦子	任期満了(60.12.31)	退職	附属小学校養護教諭
61. 2. 25	大室昭	61.2.25死亡		(附属学校部教育研究係長)

○ 非常勤講師

発令年月日	氏名	異動内容	期間	本務
60.12.31	富岡千代	辞職承認		講師(附属小学校)
61.1.1	片岡暁夫	講師(文教育学部)	61.1.1～61.3.31	筑波大学教授
"	阿部生雄	"	"	筑波大学助教授
"	水野幸夫	講師(理学部)	"	東京大学教授
"	藤田恵璽	講師(家政学部)	"	放送教育開発センター教授
61.1.16	豊原伸江	講師(附属小学校)	61.1.16～61.3.31	
61.2.1	高橋均	講師(文教育学部)	61.2.1～61.3.31	
"	宮沢康人	"	"	東京大学教授
61.2.16	中井喜信	講師(理学部)	61.2.16～61.3.31	山梨大学助教授
"	小浜一弘	"	"	東京大学助教授
"	勝見允行	"	"	国際基督教大学教授

○ 非常勤職員

発令年月日	氏名	異動内容	期間	備考
60.12.28	楠城康生	辞職承認		附属図書館
61.1.1	島内真美子	事務補佐員(附属図書館)	61.1.1～61.3.31	
"	田中由紀江	"	"	
61.1.13	穴沢サダ子	辞職承認		会計課
61.1.15	横山祥子	"		理学部
61.2.1	菊地洋子	教務補佐員(理学部)	61.2.1～61.3.31	

○新任部局長紹介

(任期 昭和61年1月1日～昭和62年12月31日)
学生部長



氏名 細矢治夫
生年月日 昭和11年7月18日
出身地 神奈川県鎌倉
専攻 物理化学(構造理論)

〔略歴〕

昭和34年3月 東京大学理学部化学科卒業
39年3月 東京大学大学院理学研究科修了
39年4月 理化学研究所 研究員
44年4月 お茶の水女子大学理学部助教授
59年8月 同教授
〔趣味〕 体を動かす(テニス・野球など)。集める(パズル・絵本など)。つくる(折紙・封筒細工・模型など)。

〔モットー〕 うそをつかない。「こん畜生、こん畜生」という気持を持続させる。好奇心を大切に育てる。
〔就任の言葉〕 大学の使命は、意欲ある学生を集め、その能力を引き出し、実力をつけて、社会に送り出すことです。学生部はその入口から出口まですべてにかかるので、何一つおろそかにできません。私も頑張りますので、皆様の御協力をお願いします。

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部 教 授	坂 本 満	イタリア オランダ	建築及び都市計画をローマ、トリノ、アムステルダムなどの諸都市で調査のため。美術館見学を含む	60.12.22 ~ 61. 1.10	研 修
文教育学部 助 教 授	三 上 岳 彦	アメリカ	F G G E の成果に関する国際会議に出席のため	61. 1.12 ~ 61. 1.19	/
家政学部 助 教 授	袖 井 孝 子	アメリカ	ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所において開催される加齢に関する国際シンポジウムに参加のため	60.12.26 ~ 61. 1.14	/

○研 修

名 称	実施期日	対 象 者	修 了 者	主 催
第4回 K E T (公務研修協議会方式公務員倫理研修) 指導者養成研修	昭和61年 2月5日 ~ 2月7日	1. 係長相当職以上の者で監督者としての実務経験を有する者 2. K E T の指導に従事する予定の者	庶務課職員係長 金 井 晃	人事院関東 事務局

○昭和60年度健康診断

事 項	実 施 期 日	対 象 者	受診者数	実 施 場 所
胃の検査(第二次)	昭和61年 1月10日	第1次検査により要検査と診断された者及び前年度の検査により今年度直接2次検診と判定された者。ただし、昭和60年度人間ドック受診者は除く。	11名	東京中央放射線診療所

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律について

国家公務員等の共済年金制度を改正するための「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」が、国会において審議されてきたところ昨年12月20日成立し、同月27日公布されました。

この改正法は、61年4月から施行されることになっていますが、今回の改正は、国家公務員等の年金制度にとって抜本的な改正となります。

その概要については、すでに各組合員に配付済みの「共済組合新聞」(2月5日増刊号)をご覧下さい。

なお、4月配付予定の「文部共済広報」にも紹介

される予定です。

(会計課)

○附属小学校校舎新営工事について

附属小学校校舎新営工事が次のとおり実施されます。

工事期間中は騒音、工事関係車輌の出入等により御迷惑をおかけしますが、よろしくご協力を願います。

1. 工 期 自 昭和60年12月27日
至 昭和62年2月28日

2. 規 模 構造・階数 鉄筋コンクリート造
4階建

面 積 建築面積 1,526.80 m²
 延べ面積 4,816.92 m²
 そ の 他 共 同 溝 L= 11.3 m
 (1,500 ×
 2,000)
 (施設課)

○職員の住所等変更

- 1月16日(木) 学生委員会、学寮委員会
 22日(水) 各学部教授会、各研究科委員会
 24日(金) 技術課管内国立学校施設整備事務連絡
 会議(於東京医科歯科大学)
 25日(土) 大学入学者選抜共通第1次学力試験
 (25日、26日)
 27日(月) 保健管理センター運営委員会
 28日(火) 部局長会議、組織運営検討委員会、学生委員会
 29日(水) 評議会、予算委員会、一般教育委員会、附属学校委員会、国立大学学生部長会議(於水会館)
 30日(木) 公開講座委員会、事務連絡会議
 31日(金) 大学院人文科学研究科(修士課程)入学試験(31日・1日)、大院理学研究科(修士課程)第2次入学試験(31日・1日)、大院家政学研究科(修士課程)第2次入学試験、文教育学部編入学試験(31日・1日)、家政学部編入学試験、入学者選抜方法研究委員会、東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京商船大学)
 2月3日(月) 大学院人間文化研究科(博士課程)第1次試験
 4日(火) 部局長会議
 5日(水) 各学部教授会、各研究科委員会
 6日(木) 大院理学研究科(修士課程)第2次入学試験合格者発表
 7日(金) 大院人文科学研究科(修士課程)入学試験合格者発表、大院家政学研究科(修士課程)第2次試験合格者発表、文教育学部学士編入学試験合格者発表、家政学部編入学試験合格者発表、大院人間文化研究科会議、東京地区12大学附属図書館連絡会(於本学)
 8日(土) 大院人間文化研究科(博士課程)第1次試験合格者発表
 12日(水) 将来構想検討委員会、教務委員会、女性文化資料館運営委員会
 13日(木) 一般教育委員会
 14日(金) 大院人間文化研究科会議、公開講座委員会、東京地区12大学附属図書館連絡会(於本学)

○訃 報

大室 昭 附属学校部教育研究係長
 附属学校部教育研究係長 大室 昭氏にはかねて療養中のところ昭和61年2月25日逝去されました。享年59才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日 誌

(60.12.16~61.2.15)

- 12月17日(火) 部局長会議
 18日(水) 評議会、学位記授与式(論文博士)
 19日(木) 入学者選抜方法研究委員会
 25日(水) 冬期休業始
 28日(土) 御用納め
 1月4日(土) 御用始め、賀詞交換会
 9日(木) 冬期休業終、入学者選抜方法研究委員会
 10日(金) 事務連絡会議、事務改善研究委員会
 13日(月) 将来構想検討委員会
 14日(火) 部局長会議